

(平成26年4月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和52年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月21日から同年2月21日まで

昭和51年9月から52年7月まで、A社及び同社の関連会社に継続して勤務していたが、年金記録によると、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間は、A社からB社に異動した時期であるが、両事業所は同じ建物内にあり、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人の勤務状況に関する具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社及び同社の関連会社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は、「A社に勤務していた期間中に、上司から、B社の経理事務担当者が退職することになったため、この前任者から引継ぎを受けるよう命令を受け、同社の経理事務を担当することになった。」と供述しているところ、当該前任者は、「結婚のため退職することになり、昭和52年1月末又は同年2月頃まで勤務したと思う。」と供述している上、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同人は、昭和52年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できることから

判断すると、同年2月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、商業・法人登記簿謄本により、A社は既に解散していることが確認できる上、当時の事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から45年3月まで

申立期間について、私は自営の商店を手伝っており、私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、当時、同居していた私の母が行ってくれていた。母からは年金の大切さを常に教えられていたので、母は私の保険料を納付していたはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和44年\*月頃に、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金台帳管理簿により、45年5月14日に払い出されたことが確認でき、申立人の主張と一致しない上、申立人に対し別の同手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の国民年金保険料は、過年度納付が可能であったものの、申立人の母親が申立期間の保険料を遡って納付した形跡も見当たらず、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿及び特殊台帳においても未納となっていることが確認できる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は既に死亡しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料の納付に直接関与していないことから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年11月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月から58年3月まで

昭和60年2月に私が厚生年金保険に加入する時、同居していた母から「今までの国民年金保険料は、全部代わりに払ってあります。」と言われ、年金手帳を渡された。母は既に亡くなっているので詳細は不明だが、母は国民年金保険料の納付は義務のように思っていたので私の申立期間の保険料を納付していたはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和51年\*月頃に、申立人の母親が国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により、58年5月15日に払い出されたことが確認でき、申立人の主張と一致しない上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間のうち昭和51年11月から56年3月までの国民年金保険料については時効により納付できず、同年4月から58年3月までの保険料についても、遡って納付した形跡は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は既に死亡しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料の納付に直接関与していないことから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料は、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿及び特殊台帳においても未納となっていることが確認できる上、申立人

の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。